

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

小山町長

市町村名 (市町村コード)	小山町 (22344)
地域名 (地域内農業集落名)	大胡田・下古城 (大胡田・下古城)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年8月30日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、ほとんどの農地で基盤整備が終了しており、主な作物である水稻が栽培しやすい環境現在70%以上の農地が自家耕作されており、町内各地区の中で最も高い自家耕作面積を誇る。しかし、今後、農業経営に関する後継者が不在、または不明と回答している農家が約60%件存在し、将来当地区の遊休農地化が懸念される。そのため、農作業の省力化や農業法人への作業委託、後継者への技術勉強会の開催等を検討する必要がある。

【地域の基礎的データ】

主な作物: 水稻

(2) 地域における農業の将来の在り方

今後、農業の後継者や担い手が減少することが懸念させるため、当地区の農業を守っていくためには、地域の担い手への集積・集約を進めると共に、農業法人への管理委託や農作業の省力化を検討していく必要がある。また、農業を継続的に続けていくためには、農業を経営として成り立つよう高付加価値のある米の生産・販売を行い、農家所得が上がるような仕組みづくりを行い、当地区の農家や法人が継続的に農業経営できるよう整備していきたい。そのためには、後継者の農業技術・知識向上のための勉強会の開催や情報の共有、地域の農家同士の声かけが重要となる。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	93 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	93 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積・集約を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を考慮し、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備が終了している地域であるため、引続き農地が農地として利用されるよう適正に管理していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
町やJAと連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、栽培技術や農業用機械のレンタルなどの支援や生産する農地をあっせんし、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
耕作者がいない農地が発生した場合、JA共同サービス等への農作業の委託の検討や調整を行い、遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ③農作業の省力化を図るため、ラジコン草刈り機の導入や農業用機械のスマート化を検討していく。
- ⑩後継者や担い手を確保するため、農業技術・知識継承のための勉強会や情報交換会の開催を行う。